

平成20年10月17日
国立大学法人筑波大学

職員の懲戒処分について

平成20年3月6日に公表しましたプラズマ研究センターにおける研究不正行為に関し、昨日、下記3名の講師について懲戒処分を行いました。

1 処分内容

懲戒：停職4月 平田真史 大学院数理物質科学研究科 講師

懲戒：停職3月 小波藏純子 大学院数理物質科学研究科 講師

懲戒：停職1月 沼倉友晴 大学院数理物質科学研究科 講師

2 処分理由

上記3名は、長元教授が筆頭著者として米国物理学会レター誌に発表した論文の図を作成する過程において実験データの改ざんに相当する不適切なデータ解析に関与しました。これらの行為は、科学に対する信頼を著しく損なう許されざる研究不正行為であるとともに、社会に与える影響はきわめて大きく、本学の教育研究活動への信用を著しく傷つけるものであることから懲戒処分を行いました。

処分の量定については、上記3名が長教授と研究指導上の上命下服の関係にあったことを踏まえた上で、研究不正行為への関与の程度や反省の度合い等を個々に斟酌し、上記のとおり決定した次第です。

このたびの研究不正行為により長元教授の解雇を含め4名の教員に対し懲戒処分を行うに至った事態を改めて重く受け止め、信頼回復のため、研究倫理のより一層の徹底に努めるよう願います。